

一社随意契約する理由

工 事 名	拡村第4号 山居山・八幡山配水池廃止に伴う送配水管管末処置工事
一社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第5号の規定による (緊急) 本工事は、山居山配水池及び八幡山配水池の廃止に伴う制水弁（バルブ）の閉栓作業を実施した結果、八幡山配水池の送水管及び配水管において、制水弁の老朽化により完全止水ができない状態であったことから、緊急により管末の処理を実施するものです。 下記契約相手方は、村上地区の水道施設の維持管理業務に長年従事し、取水から導水・浄水処理・送水・配水等の一連の水道システム全体を熟知し豊富な経験と実績を有しており、非常時でも迅速かつ適切な対応が唯一可能な下記業者と1社随意契約をするもの
随意契約の相手方	村上市塩町12番14号 旭電工株式会社 代表取締役 齊藤 源